

一般社団法人和歌山県サッカー協会役員規程

第1章 総則

【目的】

第1条 この規程は、一般社団法人和歌山県サッカー協会（以下、「本協会」という。）定款第13条に基づいて設置された本協会役員並びに定款第22条に基づいて設置された顧問及び参与（以下「役員等」という。）に関する事を定める。

第2章 役員等定年

【定年】

第2条 役員等の定年は次のとおりとする。

会長	70歳
副会長	70歳
専務理事	70歳
常務理事	70歳
理事	70歳
監事	70歳
参与	75歳
顧問	80歳

【任期中の取扱い】

第3条 役員等が、任期中に第2条に規定する年齢に達したときは、任期満了まで定年を延長する。この場合、役員は任期満了まで業務を継続しなければならない。

【退職役員等の義務】

第4条 退職する役員等は、業務の引き継ぎを行わなければならない。

第3章 参与及び顧問

【参与及び顧問】

第5条 退任する役員には、在任中の功績等を考慮して、参与または顧問を委嘱する場合がある。

【参与・顧問の任期】

第6条 参与及び顧問の任期は2年とする。但し、必要が認められる場合には、再任することができる。

第4章 褒賞

【褒賞】

第7条 役員等への褒賞については、理事会でこれを決定する。

【改廃】

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

【附則】

- 1 この規程は、平成23年3月7日より施行する。
- 1 この規程は、平成24年6月1日より施行する。
- 1 この規程は、平成25年7月13日より施行する。
- 1 この規程は、令和4年6月25日より施行する。
- 1 この規程は、令和6年1月13日より施行する。